

由利本荘市における 地域生活支援拠点等の整備状況について



秋田県社会福祉事業団

由利本荘地域生活支援センター

由利本荘市障がい者基幹相談支援センター

相談支援専門員 伊藤 真樹

由利本荘市障がい者基幹相談支援センター

- 平成25年4月～
秋田県社会福祉事業団
秋田県心身障害者コロニーが受託
- 平成28年4月～
秋田県社会福祉事業団
由利本荘地域生活支援センターで受託
(事業所新設による)

専門的な相談支援に対応したり、市と協働した協議会の運営や権利擁護・虐待の防止への取り組み、人材育成のための研修等を行なうほか、困難ケース等への対応のため専門的職員を配置する機能強化事業を実施。

由利本荘地域生活支援センター

所在地 由利本荘市二番堰25番地 1
設置運営 社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
実施事業

【由利本荘地域生活支援センター】

<通所サービス>

- ・生活介護 定員30名
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス 定員10名

<相談支援事業>

- ・指定特定相談支援
- ・指定一般相談支援
- ・障害児相談支援
- ・由利本荘市障がい者基幹相談支援センター

<障害者就業・生活支援センター>

- ・由利本荘・にかほ圏域 障害者就業・生活支援センター E-support

【水林事業所】

- ・宿泊型自立訓練 定員10名
- ・自立訓練（生活訓練） 定員6名
- ・就労継続支援B型 定員14名
- ・グループホーム（介護サービス包括型） 定員68名（13棟・サテライト型3カ所）

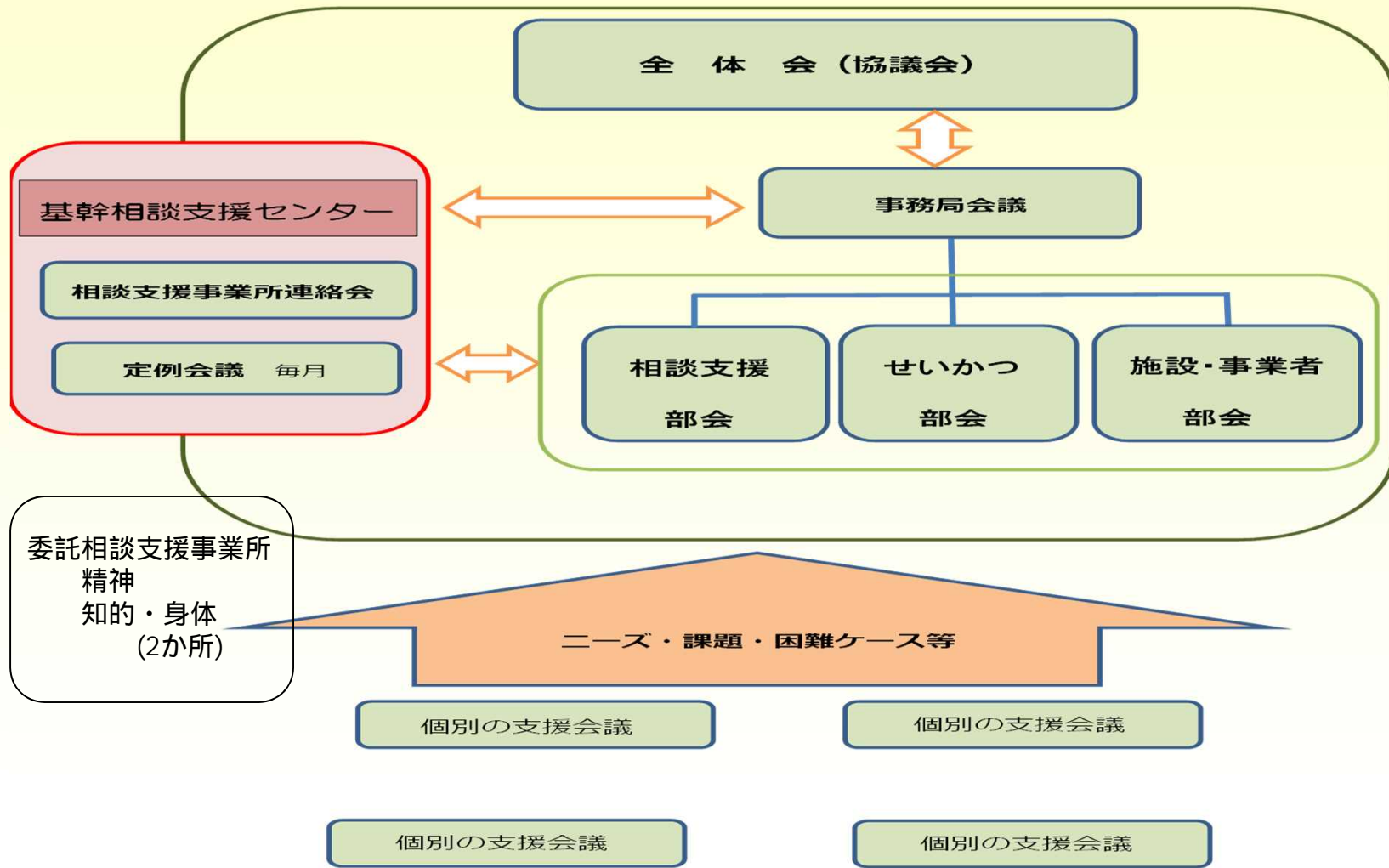


由利本荘市の概要

- 人口 77,525人 (平成30年9月末現在)
- 障がい者の状況 (平成30年3月末現在)
 - ・ 身体障害者手帳 4,120人
 - ・ 療育手帳 709人
 - ・ 精神障害者等 2,103人
(うち、精神保健福祉手帳 417人)
- 平成17年に8つの町村が合併してできた市であり、面積は県内最大

- 協議会 : 由利本荘市障がい者支援協議会
- 事務局 : 福祉支援課および基幹相談支援センターで協働
- 部会 : 相談支援部会、施設・事業者部会、せいかつ部会
の3部会で構成

【由利本荘市障がい者支援協議会】



地域生活支援拠点等の整備状況

整備のプロセス

- ・平成26年度、国の基本方針を受けて検討を開始
- ・第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）に整備目標を設定。
- ・由利本荘市障がい者支援協議会において、設置についての検討
- ・平成28年4月、市内に児童を含めた地域生活者を対象にしたサービス提供と相談機能を併せ持つ総合的な支援センターが新設
→市と法人の共通認識のもと、拠点の核となるセンターに位置づけ（現在の由利本荘地域生活支援センター）
- ・第5期障がい福祉計画（平成30年度～32年度）に反映

整備類型

面的整備型 1か所

- ・由利本荘地域生活支援センターを中心としながら、市内にある施設・機関等と連携しながら、市全体として障がい者の地域生活を支援する機能の充実を図る。

地域生活支援拠点等の整備について

本市では、平成28年4月に民間事業者が開設した由利本荘地域生活支援センターを地域生活支援の拠点としております。

現時点における拠点機能は、児童放課後等デイサービス、児童発達支援、生活介護、グループホーム、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害者就業・生活支援センターを有し、障がいのある児童から高齢者まで、個々のニーズに応じたサービス利用ができるようになっていきます。

今後は、由利本荘地域生活支援センターを中心に地域の障害福祉サービス事業所が連携し、各事業所の特性に応じて役割を分担しながら、緊急時の受入れ対応として、ショートステイやグループホームの居室を利用確保できるよう努め、生活支援拠点の面的整備をさらに進めていきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児の支援体制の構築等についても検討・協議をし、地域生活支援拠点の機能強化・充実に向けた取り組みを継続してまいります。

(由利本荘市 第5期障がい福祉計画より)

各機能の内容

相談

- ・ 基幹相談支援センターを中心に、コーディネートや相談対応を行っており、相談受付は携帯電話で24時間365日対応。

緊急時の受け入れ

- ・ 市内の短期入所・医療型短期入所・グループホーム・宿泊型自立訓練等での受け入れ（GHで1床空床確保）
- ・ 基幹相談支援センターが空床の状況を把握し調整

体験の機会、場の提供

- ・ 市内の障害福祉サービス提供事業所等を利用し、体験の機会を確保

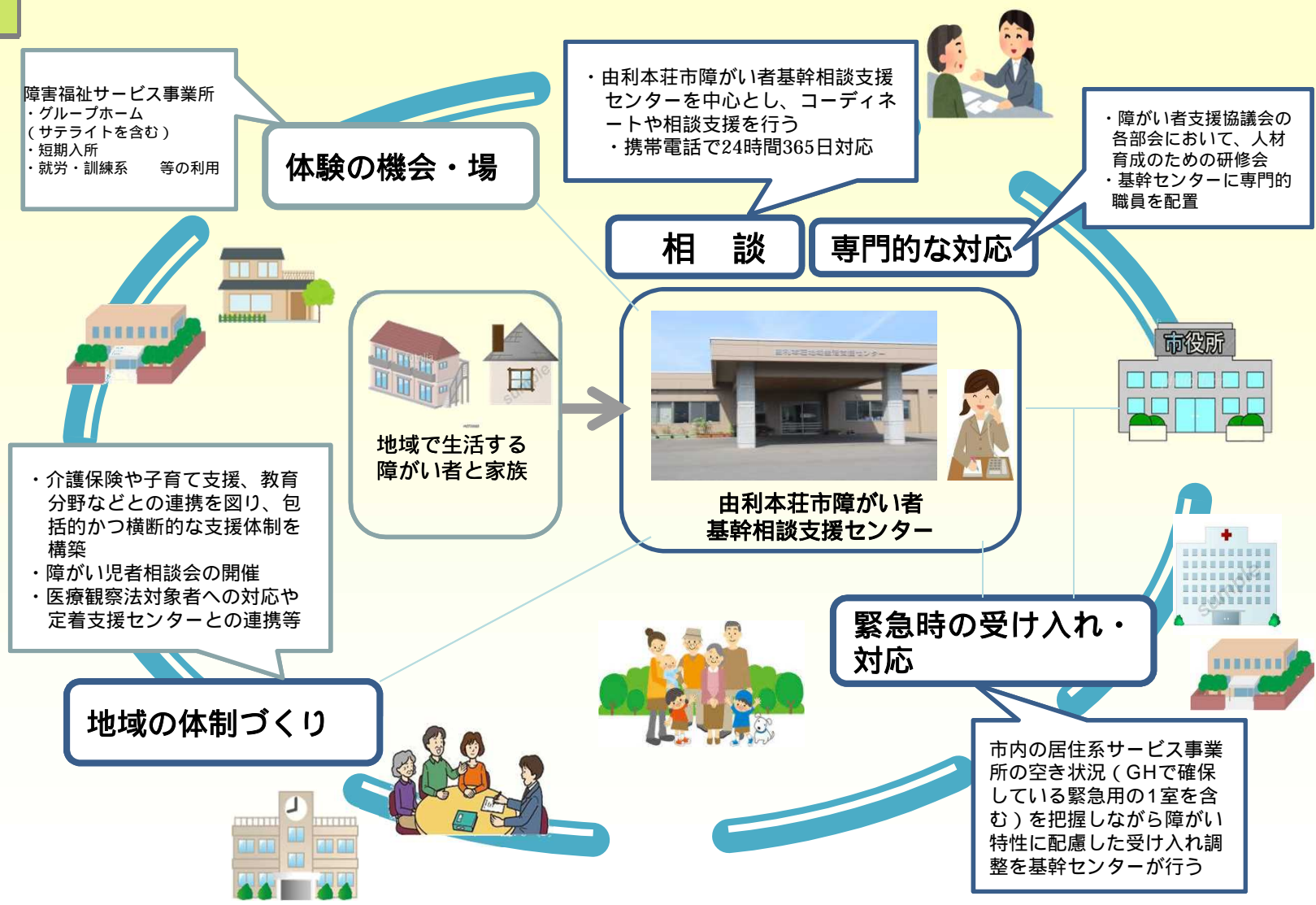
専門的人材の確保

- ・ 障がい者支援協議会の各部会において、人材育成のための研修会を開催（虐待防止、権利擁護、強度行動障害、発達障害、精神疾患等）

地域の体制づくり

- ・ せいかつ部会におけるケース検討や勉強会を通して介護保険や子育て支援、教育分野等との連携を図り、包括的かつ横断的な支援体制を構築
- ・ 障がい児者相談会の開催によるニーズの掘り起こしや地域課題の検討等

由利本荘市地域生活支援拠点等のイメージ図



機能の充実に向けた取り組み

- 市全体として機能を充実させていくための今年度の取組として
 - 由利本荘市障がい者支援協議会
施設・事業者部会において「地域生活支援拠点等の充実に向けた検討」を行う(平成30年12月開催予定)
 - 施設・事業者部会で「地域生活支援拠点等の充実に向けた検討」を行うため、実態調査
 - 相談支援事業所と居住系のサービス提供を行っている事業所を対象にアンケートを実施

アンケートの結果 (相談支援事業所・4事業所)

- 計画相談を担当している方の中で、過去2年間で緊急の対応を要したことがある → 3事業所
- 緊急の対応を要した件数 → 15件
- 今後、緊急の対応が必要になる可能性のある方 → 51人
- 拠点整備を進める上で必要なことや課題と思われること
 - ・ 緊急時の受け皿の不足、休日や夜間にどこまで対応できるのか
 - ・ 医療的ケアや行動障害がある方は、受け皿があっても通常の体制ではお願いできない
 - ・ 拠点整備の必要性について、地域全体が理解し協力していく必要がある
 - ・ どこでだれが判断しどう動いていくのかを明確にする必要がある
 - ・ GHや一人暮らしの体験ができる場所が不足している

(一部を抜粋)

アンケートの結果(居住系サービス提供事業所・7事業所)

- 緊急時受入れ用の空床を確保している →2事業所
(短期入所・GH)
 - 緊急受入れの課題
 - ・ 常時空床を確保するのは経営上難しい
 - ・ 空床を確保できたとしても、十分な情報や特性が理解できていない方を通常の体制で受けるのは難しい。特に、行動障害や医療的なケアを要するのであれば無理
 - ・ 必要性は分かるが、現実的には職員確保・利用者の様々な状態・採算ベースからも課題が多い。給付費以外の収入がないと対応は難しい。
 - 拠点整備を進める上で必要なことや課題と思われること
 - ・ 施設側が必要性を理解し、積極的に取り組んでいかなければ整備は進まない
 - ・ 具体的な需要の見通しや制度上のことをもっと知らせてほしい
 - ・ 協議会の一部のみの理解では整備は難しい
 - ・ 医療機関との連携が重要課題
 - ・ 整備することのメリット・デメリットなどを提示してほしい
- (一部を抜粋)

緊急的な対応を要した支援の事例

□ 事例 1

50代 男性 療育手帳A

父が急死。単身での生活が困難 → 宿泊型自立訓練利用へ

□ 事例 2

30代 女性 療育手帳B

家族との衝突があり帰宅を拒否。事業所から基幹センターに相談
基幹センターで家族にも来てもらい話し合い

→その日は自宅に帰ったが、数日後からGHの体験利用を開始

□ 事例 3

50代 女性 ALS在宅療養(気管切開・胃瘻)

主たる介護者である妊娠中の娘が予定よりも早く破水 → レスパイト入院

□ 事例 4

60代 女性 統合失調症(自立支援医療)

長年、単身生活を送ってきたが腰痛をきっかけに不穏になり、救急車の要請
を繰り返すため、医療相談室より連絡が入る

→GHの利用を経て、養護老人ホームへ

今後の課題と見通し

アンケートから見えたこと

- ・ 地域の理解がまだまだ進んでいない
- ・ 行動障害や医療的なケアを要する方の対応
- ・ 加算がつくとはいえ、体制整備の困難さ
- ・ 地域包括支援センターや子育て支援課等との連携

台帳作成など情報のとりまとめの方法

計画相談等で関わっていない人の把握や予防的な関わり

社会資源の不足 強みを生かした体制整備

協議会の重要性

由利本荘市だからこそできる拠点整備のかたち

まだまだ基幹センターとして果たすべき役割が・・・

☆ご清聴ありがとうございました